
◎議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算
(第 8 号)

○議長(山本浩平君) 日程第 2、議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算(第 8 号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 議案第 1 号でございます。平成 26 年度白老町一般会計補正予算(第 8 号)。平成 26 年度白老町の一般会計補正予算を次に定めるところによる。
(歳入歳出予算補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,505 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 6,345 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

平成 26 年 12 月 5 日提出。白老町長。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2 番、吉田和子議員。

○2 番(吉田和子君) 2 番、吉田です。19 ページの特産品 P R 事業についてなのですが、これはふるさと納税に対しての景品分というかお返しする分だと思うのですが、この窓口は観光協会を通してやっているということなのですが、こういう海産物を扱っている方からもっと間口を広げられないかという話もあるのですけれども、ちょっと私もこれから 12 月が一番の勝負のときではないかと思っています。12 月がボーナスの時期ですので。そうやって考えたときにこのふるさと納税の収支だとかいろいろなことをいただきました。特産品のプレゼントの中に好評につき受付終了となっているのです。本当に私これ見たときに「うわあ、残念だな」と思ったのです。このことに関して町として何か今後の対応を考えられているのかどうかその点伺いたいと思います。

○議長(山本浩平君) 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長(本間 力君) セット商品の関係だと思えます。今回の事業所の選定につきましては前段からお話しているとおりの観光協会のほうのネット商店に登録いただいている補修等を踏まえまして選定させていただいております。その中で特に今回想定外ということもございましたが予想以上にセット商品に関しましては 1 万円、3 万円それぞれ総数で 1,000 件以上もう既に 11 月末で送っているという状況がございます。その中でどう

しても7月、8月に捕る毛ガニの絶対量が不足したということでやむを得ずこういった形で販売終了させていただいています。当初から登録をさせていただいている事業者ということで今年度は9月より進めさせていただきましたので、残念ながら11月、12月というのが議員おっしゃるとおり需要期でございますので逃してしまったということにはなりますが、次年度以降はこのような対応を踏まえて事業者の候補者をもっともっとふやすだとか、もうちょっと納税者のニーズに合うような取り組みを次年度に向けて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。今課長のほうから次年度はということですので、もちろんきちんとした窓口があってこれは責任のある、不特定多数の方から寄せられるわけですからその後きちんとしないとこれは継続していかないということになるのではないかと思います。特にカニを好んだり、こういうセットがほしいと思った方には本当に残念な思いをされているのではないかと思います。やはりやってみて初めてわかったということもあると思いますけれども、こういうふうになったときにしっかり窓口を広げられるような、また公募をしてしっかり観光協会に加盟していただくなり、こういうふうには好評であると加盟して参加したいと業者もふえてくるのではないかと思います。そういった面からいくと間口を広げてお返しするものはきちんと十分揃うような形をしていかないといけないとせっかく目玉になっているものがないということではもう来年はやめようということになってしまう可能性がありますので、その点についてはしっかり今後手を打っていただきたいというふうに思います。

それからちょっと未練たらしいのですが、昨日の一般質問の福祉灯油の関係で指定のないのが1,200万円の福祉に160万円ということで半分はお返ししなければならないということでその辺が本当に残念で、お返ししなければ福祉灯油に使えたと思いながら聞いていたのですけれども、指定があるということはきちんとその指定にのっとって、必要としているものはたくさんあると思いますけれども、指定はされているけれども使わないでそれをまた持ち越していくということもあるのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 本年度よりふるさと納税を開始しまして先日の一般質問でも答弁したとおり2,700万円ほどいただいておりますけれども、その半分はお返しするというので1,300万円ほど財源がございまして、今後3月議会には歳入で受けました金額、まず今検討しているのは基金に積み立てて次年度以降その目的に沿った事業にその金額を充当していきたいと考えておまして、本年度についてはまずは歳入で受けていこうと。そして次年度以降それを十分に活用していきたいと考えておりますので3月議会にそういう方向性の提案をしていきたいと考えておまして、また次年度補正の中でもさまざまな事業がございまして財源が許す限りその中でいろいろな事業に対応できるかと考えております。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） セット商品のほうは繰り返しになりますけれどもこういった形で実績が出ました。ちょっと前段に戻る話になりますがこうい

ったセット商品に関しましても若干想定はしてしまして事業者にもお声かけしていたのも事実なのですが、ちょっと繁忙ということもあってその事業者に関しましては今回断念したという経緯もございます。したがって今回登録いただいた事業者の中で応分な負担が集中してしまったという実態となったことも事実でございます。そういう想定から今後も事業所ともきちんと協議をしながら登録いただいて次年度にはできる限り万全の体制で取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 今回の補正予算の中でまず19ページのアライグマ捕獲調査事業、エゾシカ防護柵設置事業、それとアイヌ文化伝統衣服製作伝承事業、この3点は先般も議会での説明がありまして実際には会計検査院から指摘され返却することになりました。このことにつきましてお伺いいたします。まずこの3事業を所管された省庁はどちらでしょうか。今回のふるさと雇用再生特別基金とか重点分野雇用創出事業とかいろいろありますけれども、この3つの事業を出された省庁というのわかりますか。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 国の機関ということによろしいでしょうか。厚生労働省が所管となります。厚生労働省の緊急雇用事業に基づきまして各事業の要綱に基づき北海道の基金事業として行っております。したがって国からの事業となれば省庁は厚生労働省で北海道が基金事業として、各都道府県自治体の事業として行ってきた箇所の23年度事業が該当となっております。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 厚生労働省からの補助事業ということなのですがけれども今回この3点、そのうちの2点アライグマとエゾシカのほうに関しましては特にそうなのですがけれどもハローワークを通して事業をしなければならないという初歩的なミスが今回指摘されているのではないかと思います。そこで今回このような事業に対しての再発防止策、具体的なもの。申しわけありませんけれどももう考えていらっしゃると思うのですけどその辺をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 今後の事業に関しましてもそうですが当然ハローワークを通すということは公募の大原則ということでございますので、事業を進め実施段階におきましては直接事業、委託事業それぞれございますが雇用する経営者側に関しましてはまずはハローワークに求人票を出すということを徹底させていただきます。その中で雇用実施の際に求人票、労働規約等そういった部分を確認することを徹底するとともに、前段過去の事業に関しましても既に各所管で再点検を行ってそういった部分がないように取り組んでいる実態でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） もう3回目なので端的に申し上げさせていただきます。今いわれたことは全部大事なことのひとつではないかと思っております。ただ今回やはり最終的なチェックミス

の中でそれぞれの担当課、それぞれの係の方々業務をやられているその中で最終的なチェック体制、やはりその事業をとりまとめてその大もとのととできちんとできているかどうか最終的な確認ができていれば一番最初の初歩的なミスはまず見逃されなかったかと思しますのでぜひその辺を考えていただきたいというのが1つです。今後これと同じようなミスでこのようなことがないように私は願っております。そこで今回職員に対してどのような処分されたのか。次に理事者の監督責任はどのようにされたのかをお聞きして質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 本間産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） チェック体制の関係につきましては私のほうからお答えさせていただきます。当然労働担当としまして各所管から取りまとめるものの流れで過去からやっていますが、今回この部分を実際のところはきちんと万全ではなかったという事実でございます。今後におきましても該当箇所 58 事業ありますのでその分に関しましては再三の再点検、それから今後事業に送る部分に関しましては各所管から出るものを労働担当としましてきちんと再点検、再チェックをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） このたびの返還金が生ずるに至った職員の取り扱いにつきましては、白老町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例等に基づきまして11月10日に白老町職員分限懲戒審査委員会これを開催いたしまして職員の処分の検討を行っております。その結果として町長から今回の事務取扱につきましては職務遂行の確認不注意ということで関係職員の処分を行っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。今の質問に関連するのですが本当にのんきな話ですね。これだけの財政に影響を与えて、今同僚議員の質問に監督責任はどうかとっているのに、監督責任って監督は誰だと思いませんか。まちの監督が一番偉い戸田町長なのです。戸田町長が答えるべきなのです。そして戸田町長みずから管理責任、部下には今いったような懲罰やったかもしれないけれども監督責任の懲罰は誰もかける人がいません。かけるとすれば町民なのです。町民かけるとすればどうかけるかという選挙しかないのです。そんなのんきな話ではなく、これだけ財政が厳しくてきのうの話ではないけれども困窮者に灯油の5,000円もあげられないような状況のまちが400数十万円の損害を与えてそんなのんきな話ありますか。戸田町長の監督管理責任というのはどう取るのですか。こういうことをちゃんとしないとだめなのです。議会もそうなのですからどうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的には職員の不祥事といいますか事務手続きも含めてですけれども、そういうものに対して先ほど総務課長がお答えしたとおり処分の審査委員会というところで処分基準表といいますかその事例に基づいて処分を決定するわけですがけれども、当然のことながら監督責任という範囲でいえば最高責任者である町長含め理事者にも責任はあるという

ふうに押さえておりますが、今回の事務手続の範囲としまして処分基準表に照らし合わせて処分の量定を決めたというようなことですから、この部分については先ほどの説明のとおり事務処理の不適切な処理というようなことで処分をさせていただきました。当然のことながら最終的には最高責任者である町長含めての理事者というようなこととなりますけれども、今回の事案の処理経過としては先ほどいったとおりの処分の裁定をさせていただいたということでございます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今職員に対する処分は今お話したとおりで、最高責任者は私でございますので真摯に反省をしてどの仮定でミスがあったのか深く反省しながら、担当課長も今お話したとおり二度とこのようなチェックミス等々が起こらないように指導していきたいと思っておりますし私の姿勢もきちんと正していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 何点かお聞きします。まずは 13 ページの委託料。虎杖中の跡の残土の置き場の関係の説明がありましたけれども、これは事実として事実行為はどうだったのか。原因がどこにあったのか。町の責任なのかどうか。あるいは民間の業者の産廃に置かせたのか。そして産廃の扱いがどうなるのか。そしてアルファルトの残骸があるというけどどの程度入って、どのような経過で白老町がこの残土を処分するような経緯になったのかその辺をまず伺います。

それと 15 ページのアイヌ文化伝統衣服製作伝承事業、今結論的なことがありましたからその分は触れませんが、歳入を見るとアイヌ民族博物館は戻入あるのです。私全員協議会に出席していませんでしたから詳細わかりませんがもしかしら答弁されているかもしれませんけど。なぜアイヌ博物館に責任あるのかと思います。チセを借りるのに町の指導監督のもとに指示に従って支出しているはずなのです。それをなぜ博物館のほうに戻入を求めたのか。

それとあわせてお聞きしますが 26 年度現在の博物館の収入状況と経営状況はどうなっているのかをお聞きします。

それと 21 ページの役場前人道跨線橋改修事業、ロードヒーティングの委託ですよね。これは多分 28 年から緑小に通う部分で使うと思うのですが、過去に議会でも指摘あったと思うのですが、私もあそこ冬に通りますけど入ったり入らなかったり手作業で除雪したりしていましたがこれまでの経緯、それと今回ロードヒーティングやりますけれどもその辺の整合性はどうか。僕は子供たちのためにぜひやるべきだと思っていますけれども、そうしたら今までなぜ委託を投げておいたのか。もしくは早めにちゃんとやれなかったのかどうかということです。

それともう 1 つです。学校通うのは 28 年からですよね。そうすると、今役場前のトイレは閉鎖しているのです。多分子供たちが通学するとなるとあのトイレ使うと思います。それで私がいいたいのは今 27 年度予算始まりますから 28 年から使えるように予算の中でちゃんと整理して子供たちが使えるように予算措置でしてあげるべきだと思いますけれども、当然そのときにあの辺のロードヒーティングとあわせて近辺の除雪が必要になるとは思いますけれどもその辺はいかがかということです。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 虎杖中横のアスファルトガラについてでございます。これにつきましては事実行為としましてはナチュラルサイエンスに売った横を町の工事の残土置き場として使わせていただいております。それで昭和 50 年代につきましてはアスファルトがらの薄いもの、要はてんぷら舗装とか一層あるものについてはある程度残土と一緒に扱っていいということでそこに一緒に投げさせていただいたと。その中で残土置き場として高く盛り上がった段階でそこを公共事業の用地交渉の中でその部分を用地交換するという中でちょっと高くなっていましたのでその分を横の今のあるところに押ししてしまったと。そのときにちょっとアスファルトガラが含まれていたということでございます。それにつきましては産廃というよりも再生物ということですので、売り手責任もありますのでその分について今回処理させていただくという形でございます。

それと人道橋でございます。これについては今やるのではなくて補修設計をやっているところでございます。小学校の統合も関係ありまして長寿命化の中で補修設計をやらせていただいております。その中でロードヒーティングがやはり必要ではないかということになりまして、そのロードヒーティングの階段部分そこを追加させていただくという形で今回増額させていただいたという状況でございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 大町の公衆トイレの関係は私のほうから答えさせていただきたいと思います。トイレにつきましては設備等が故障した中で閉鎖、廃止という形の中で今現在使われないようになっておりますけれども、そういった子供たちの要望等について現在我々のほうで押さえている部分がございますのでそういった部分も含めまして、当然直さないとだめなのでお金のかかる部分でございますのでそういった部分も含めながらも一度検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 今実際 28 年 4 月 1 日からの統合に向けて準備委員会を開催しているわけですが、その中でうちのほうで押さえていることとしてはトイレのほうは今閉鎖しているけどどうなのかという話は確かに会議の中でも出ていまして、教育委員会としてはあそこは歩道橋でもう渡ってしまうような感じになってしまうのでコミセンのトイレ、裏のほうを早く開けてコミセンのトイレでは対応したいということで今のところは内部的には考えていたところではあります。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 前田議員からご質問のアイヌ文化の伝統衣服ルウンペ製作伝承事業に関する事業者からの戻入をいただくことでございます。当該事業につきましては先ほど本間課長からご説明があった緊急雇用事業でございますが、委託者の責務として白老町の責務として確定した当該事業でございますが、今回の返還をするということになりました会場借上料につきましては当該財団の直接の収入となりほかの経費、ほとんどが人件費でござい

ましてけれども人件費のように支出されたものではないことから返還をいただくということで当該財団のほうに申し入れをしましてご協力をいただき返還をするという運びになった次第でございます。

2点目の26年度のアイヌ民族博物館の経営状況についてでございますが、入場者の実績のみしか現在資料はございませんが対前年よりは若干落ちているような状況でございます。10月末において前年よりは2,871人減で10.9%減ということで前年の18万5,000人よりは若干落ちるような見込みの推移でございます。

収支状況につきましては特に現在の時点でちょっと入り込みが悪いので厳しいということでございますが、今年度26年度につきましては国からの受託事業2本大きなものを受けております。その中で何とかやりくりしていくという中で進んでおります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず残土の関係ですけれどもわかりました。ただその後どういう処理をしてどこに持って行くか。最終的な処理はどうだったのかということです。

それとアイヌ文化伝統衣服製作伝承事業、言葉尻つかむわけではないですけれども課長のほうで財団にご協力をお願いしたといういい方です。私が聞いているのは町が今答弁あった建物を利用するときに残存価格の部分の使用料云々ということでそれでいいということを指導して支出しているはずなのです。だから私がいうのは町の責任があるのではないかとということです。それをなぜ財団のほうに戻入をかぶせるのですかということを知っているのです。だから町でそういう指導に瑕疵がなくて財団のほうに責任があるのなら私はわかります。だけれども今お話あったように26年度も入館者減って大変厳しい中で町側の責任というか、先ほど同僚議員からもありましてけれども500万円とか400数万円払うのに厳しいから財団のほうにかぶせているのかどうか。私はその辺は交渉だからわかりませんが、聞いている範囲というか私が調べている範疇では町の指導のもとに支出しているのです。負担行為を起こしているのです。それなのになぜ財団のほうに責任を持たせなければいけないのですか。その辺をちゃんと明確にしてください。

それとトイレの関係については教育委員会がそういう考えであればそれ以上私たちがいうこともないし保護者の話を聞いているからいいと思います。ただ今コミセン使うといいましたけど、話ちょっとずれるけれども私この前聞こうと思って忘れたのですが、電気を節減していてトイレへ行く階段は消灯していますよね。いきいき4・6もそうなのです。日中、上がっていくときに階段消灯しているのです。悪いといっているのではないのです。私のところに来たのは目の不自由な方、まるっきり見えない人ではありません。目の不自由な方が日中はあそこにコミセンですといろいろな研修を受けに来たり、いきいき4・6は福祉の窓口ありますから行くときに目の悪い人は階段見えなくて上がれないというのです。だから電気をなるべくつけておいてくれないかということなのですけど、今こういう事情ですからもしあったらセンサーつきの照明をつけるような形にしてもらえないかと思うのです。実際に2人の目の不自由な方から苦情がきているのです。担当へ行けばよかったですけど、今子供たちのトイレの緊急なものがただコミセンに行っていていいですということをいえるかどうかということです。朝ですからトイレにすぐ行きたい人

だっていると思うのです。子供ですから。その辺の部分で教育委員会がいいというのなら私はいいのですけどその辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 答弁漏れがありましてすみません。今回の処理としてはバックホウを考えております。それで大体 50 センチくらい掘るのですけれども、その中でバックホウのバケットのところをアタッチメントでふるいをかけられるような網目のものをつけまして、そして掘ってふるいをかけてアスファルトだけは除去すると。そして細かいものについては人をはりつけてそれも除去するという形でやって、それをダンプに乗せて再生処理場に運ぶという形で今は考えております。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） まず子供たちのトイレの関係につきましては今の始業時間より早くなりますけれども、その部分は教育委員会の職員で対応させていただければということで電気のほうもつけたいと思っています。

あと階段の目の不自由な方ということでは確かにコミセン特に暗いところもあるので今の既存のスイッチで対応できると、センサーとなると工事になるのでその辺は内部でどのように対応できるかということを検討しながら、特に高齢者だとかが多い集まりの事業があるときはつけるだとかその辺は工夫しながら進めていけるかと思っています。

○議長（山本浩平君） 廣畑アイヌ施策推進担当課長。

○アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ウルンペ製作伝承事業の関係でなぜアイヌ民族博物館のほうから戻入させることになったかというご質問でございますが、当該事業につきましては借上料の計上自体につきましては緊急雇用のQアンドAなどで当然計上するということは認められておりました。またそれを減価償却費の算定方法で算出するというのも一般的であるということで進めておりました。当然まちとそれから事業者である財団、そして道のほうにも問い合わせをしながら事業を進めたわけですが結果的に会計検査院の見解としてはそれは適正ではないということで、いろいろ積み上げながらやってきたことではございますけれども認められなかったということに至ってしまった次第でございます。そして減った中ではこの損料自体につきましては実際博物館のほうに直接収入となって入ったものですのでその分としては戻していただくということで今回このような事態に至った次第でございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） わかりました。ただ予算上からの質問からはちょっとずれますけど今いったコミセンといきいき 4・6 の目の不自由な方とか高齢者は目が大分弱って大変だということですので、施設管理ですのどこの責任になるかわかりませんが、費用効果も考えなくてはいけないと思いますけれども、できるだけそういう部分でちょっと検討いただきたいと思えます。前向きにお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） いきいき 4・6 の件が出ておりますので私のほうからいきい

き4・6に関してご答弁申し上げます。確かに節電の意味である程度電気のほうは消させていた
だいております。2階に上がる部分といたしましては正面玄関からの中央階段、それと裏側にあり
ます階段の2カ所ございます。正面階段につきましてはホール全体が吹き抜けという形で点灯
という形が難しい部分もございます。その部分も含めて検討することは検討いたします。ただ利
用者さんのほうへのお願いというような形の中でエレベーターの利用というのも十分考えられる
かと思っておりますので、その辺については周知の仕方そういうことも含めて検討していきたいとい
ふふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） コミセンの件についてはこれまでも高齢者大学だとか、それから行
事があるときにはトイレも含めて電気はつけるようにしております。ただ不特定多数の入
場なものですからその辺のところは一人一人の対応ができていないというふうな部分については
先ほど課長のほうから答弁があったように、センサーの対応ができるのかどうかそのところは
検討しなければならないと思っております。町民の皆様がしっかりと心地よく使えるような対応
はしていきたいと思っておりますし、それから階段を上がるということよりはエレベーターの利用も
できるのでその辺のところの表示も含めてしっかりともう少しわかるようにしていきたいとい
うふうに思っています。以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。2点伺いたいのですけど1点は災害復旧工事の関係
で大体大雨災害はこれで終わりかどうかということ、そして国との関係でいえば町の単費で使っ
ているのもう国に振りかえられる財源はもうないのかどうか。災害復旧で2点。

それと交付税の関係できのう新聞報道で特別交付税の今回の分が決まりました。16%ぐらいだ
ったか前年度対比で減ということなのですけれども、予算との関係でいえばどういう状況になっ
ているのか。それが実際に財政に与える影響があるのかないのか。プラスでもマイナスでもです。
今後また3月段階でもう一度あるとは思うのですけれども現段階での状況をお知らせ願いたい
と思っております。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 災害復旧事業の今後のことでございます。今回3,000万円町有林
の作業道について補正させていただいております。今回の国の補助事業の災害復旧につきま
しては緊急性のあるものにつきましてきのご栽培のところだけを計上させていただいて
います。あと残りの部分につきましては国のほうで選挙もありましてまだ決ま
っていませんので、できれば1月中に残りの部分について補正を上げさ
せていただきたいと思います。その中でこのままいけば工期等がないので
繰越明許をかけさせていただくような形で次年度に災害復旧をやっ
ていくような形になるのではないかと
いうふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 特別交付税の12月のルール分が先日交付いた
だきまして今回いただいたのは1億2,079万4,000円でございます。昨年と比較しまして2,487万

3,000 円の減でございます。ただ昨年は食育防災センターにかかわる防衛施設局からいただいているという補助金の部分ということで交付税に加算させておりますのでその分が約 3,800 万円ございましたので、本来は昨年の分からこの 3,800 万円が減額になるというような通常ルールの計算でございますが、それ以上今回いただいておりますのでその差額は 1,300 万円ほど多くいただいております。その中身は今回の災害復旧の部分もルール部分の中に含まれて入っております。残りが 3 月分の交付される部分でございますが本年度の予算は 2 億 8,000 万円でございますので、今回 1 億 2,700 万円いただきましたので、昨年、一昨年は交付税は 3 月交付分が約 2 億 4,500 万円ほどいただきました。ただ今年はそれだけ見込めないということですので、あと残り 1 億 5,000 万円ほど 3 月でいただければ本年度予算計上している 2 億 8,000 万円に達するのではないかとこの状況でございます。多分予算額は十分確保できる見込みではないかという捉えはしておりますけれども 3 月分はルール分でございますので算定内容が全くわからないという状況でございますのでもらってからの判断になりますけれども、昨年度は 3 億 4,000 万円見て、ことに 2 億 8,000 万円なので相当減額、予算的にも落としておりますので十分確保はできるのではないかと見込んでおります。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。交付税についてはわかりました。そういうことでいえばきちんとした予算を組んで少なくとも歳入欠陥を起こさないというようなことでいえるかというふうに思います。

災害復旧の関係なのでですけど金額がわかるのかどうかかわからないけれども、どれぐらいの量が残っていて、例えば 1 月に補正かける分で金額としてどれぐらい残っていて、そのうち町が負担をしなければならない部分がどの程度あるのか。わかったら答弁願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 災害査定を受けまして今回実施予定の金額としましては今最終調整しているのですけれども大体 1 億 9,000 万円くらいになります。その中で今補正いただいているのが 4,800 万円なのですけれども、それは全体で 1 億 9,000 万円であれば今のところ北海道からの連絡でいけば 80%が国庫負担金になるのではないかという形で考えております。それで残りが本来的には 100%起債対応になるという形で起債分としては 1 億 9,000 万円であれば大体 3,900 万円くらいの起債になるかというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。単費はないのかどうかということが 1 つ。

もう 1 つはこの起債分は今起債の 7 億円の枠外でしたか。確認だけです。そのような記憶があるのだけど。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 100%起債で町の残り分はやるのですけれども、そのうち一応聞いているのは交付税措置としては大体 90%くらいが交付税措置になるのではないかと。だから町の持ち出しとしては大体 10%以下になるかというふうには考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。細かいことですが大事なことなので1点だけ質問します。22ページです。消防費の消防施設費の中で今回消火栓の撤去の工事が予定されていますが、これはいつ頃設置された消火栓だったのでしょうか。というのは恐らく年数的に借地の使用権が当然発生しているのではないかと。また施設のにも大変公共性高い施設ですのでそういった部分が当然あるであろうというふうに考えますが、今回民地上であるということと撤去したというその判断に至った経緯の話や使用権との兼ね合いについて。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 今の虎杖浜の消火栓の撤去について概要を説明させていただきます。消火栓は昭和53年に石油貯蔵施設立地対策等交付金という交付金事業で設置されたものでございます。実は虎杖浜地区が特に多いのですが町有地、公有地が少ないということで民地に消火栓が立っている部分がたくさんございます。今回新たにそこの所有者の代が代わりまして、その方が家を建てたいということでご相談ありました。私どものほうでいろいろと相談を受けまして段階的にいろいろと検討させていただきましたが、どうしても使用者側での不便を私たちも認めざるを得ないということがありました。同じ民地に動かすことも可能ではあります。本人もこの点については承諾をしていただけるのですが、できれば私どもは常日頃町有地等に移す事業を行う方針でございます。その継続で諦めようということですが、それではなぜ撤去ということに至ったかといいますと、実は虎杖浜地区の消防水位の関係なのですがそこがちょっと不安ではなのかと思って質問されたと思うのですが、消火栓の距離というのは今120メートルの横範囲ということでは決められております。その120メートルの以内に実は虎杖浜は3基既にあるのです。防火水槽もありまして消防水位の基準では十分確保されているという判断をさせていただいております。その関係で移設工事にかかりましては消火栓50万円ぐらいかかりますけれども今回撤去ということで、十分に消防栓実情問題がないという判断で経費の安い撤去ということで判断させていただきました。以上です。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） すみません。先ほどの災害を関係でちょっと補足させていただきます。先ほどは国の補助の災害復旧でございました。残りに単年度債務と町有林作業道の災害復旧事業があります。単年度債務につきましては道路と河川含めまして大体2,370万円くらいの費用がかかっていると。そのうち100%が起債対象になると。その交付税が幾らになるかちょっとわからないのですけれどもそれは勘弁していただきたいと。町有林の作業道の災害復旧なのですけれども、それにつきましては今あわせて1,640万円ほどあります。そのうち起債対象になるのが大体60%になります。だからここでいけば町の持ち出しとして650万円ぐらいは本当の一般財源として町の持ち出しをするという形になっております。ちょっと補足いたします。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 最後のご質問で今回の災害復旧債が今回8号補正で起債総額は7億8,200万円ほど今回発行するという状況になっておりますけれども、そのうち今

定例会までに計上しているのが 6,030 万円ほど計上させていただいています。今後今建設課長申し上げたとおり 1 月にまだ残りの補助災害と単独災害の計上がございますのでその分がまたふえていくということですが、補助災害は当然先ほどいいましたように交付税 95%ございまして、あと単年度債務については 47.5%ほど交付措置がございますので単年度債務の部分についてはわずかながら一般財源の持ち出しが出てくるかという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

○11 番（山田和子君） 11 番、山田です。25 ページの農業災害復旧事業なのですが災害に遭われた個人農家さんと法人 1 戸ということで分担金が 2 分の 1 ということなのですが、この支援について低金利による融資の支援を検討するとさきの答弁にあったのがそれが確定したのかどうかとその後の個人農家さんの経営状況についてわかりましたらお尋ねします。

○副委員長（山田和子君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） ただいまのご質問でございますけれども支援の分担金につきましては最低が 50%という分担金になってございまして、今判定をされる段階になるのですけれどもこちらにつきましては大体 80%ぐらいまでは補助率が出るのではないかということになりますので、本人の分担金といたしましては 2 割程度におさまるかという形になろうかというふうに思っております。

それから分担金等につきましては本人のほうの中身につきましては J A さんとも相談をしていきながら低金利のものがあれば融資をするという形でご相談をさせていただいておりますし、農家さんも J A さんのほうにご相談をしているという状況になってございます。

それから経営的な状況でございますけれどもちょうど牧草が 2 番草も大体皆さん終わった段階でしたのでそちらのほうの影響は余りなかったかというふうに思いますけれども、牧草が冠水したとかというのがありますのでそういうような状況であれば購入をするという形になろうかと思っておりますけれども余り大きな影響がないかというふうには押さえております。

○議長（山本浩平君） 12 番、本間広朗議員。

○12 番（本間広朗君） 本間です。1 点だけ質問したいと思います。21 ページの港湾施設管理経費です。9 月に第 1 商港区で油が流出していたのを見てまちのほうは海上保安庁に連絡して原因がわからなかったと。当然海上保安庁も入っておりますので海上保安庁の所見というか、漁港区もそうなのですが貨物の取扱量も多くなりますので今後こういうようなことも考えられると思いますので海上保安庁の所見が何かありましたらお知らせいただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） 私のほうから海上保安庁のほうに報告しまして海上保安庁も来まして調査しましたが現在のところまだ何の回答もありません。以上です。

○議長（山本浩平君） 12 番、本間広朗議員。

○12 番（本間広朗君） 憶測で物をいうわけではないのですが恐らく油がそこにあるということは外洋から入ってきたことは考えられない。やはり港内でどなたかが油を流したということが考えられる。船のビルジとかバラストとかいろいろあるのですけど余り今そういうことは考え

られないのですが間違っ流すということもありますので、今後注意喚起ということにはならないかもしれませんがそのところを原因究明していかなければならないかと思ひます。今回 68 万円くらいでしたか。これは例えば流した方がわかった場合に当然その方に請求できるのかどうか。そのことだけお願ひします。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律というものがあひまして、その法律の中の 41 条で請求できることになつていますのでわかれば請求いたします。

○議長（山本浩平君） ほか、ござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもつて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 8 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よつて、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。